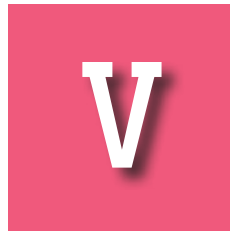


「機械式駐車場の安全対策に関するガイドライン」の手引き



利用者の取組

概要

ここでは利用者が早期に取り組むべき安全対策をまとめています。

「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（抜粋）

- ・ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。
- ・他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。
- ・ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。
- ・センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。
- ・運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。
- ・乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。
- ・保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。
- ・取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。
- ・酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

※利用者とは、マンション住民など機械式駐車装置を利用する者のことを指します。

※この手引きでは、便宜上、ガイドラインと異なる順番で解説を加えています。

ガイドラインV. 利用者の取組

V-1

ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。

解説

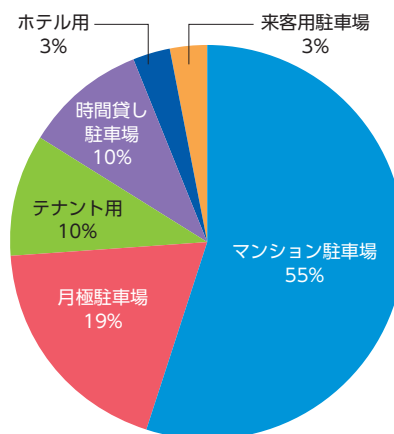
機械式駐車装置では、利用者の乗降室内への閉じ込め、稼働部への接触、巻込み、挟まれ等により、死亡・重傷事故が起きています。

このため、機械式駐車装置の利用に当たっては、こうした危険性があるということを十分に認識した上で、操作方法を遵守し、適正な利用に努めることが重要です。

参考：重大事故の発生状況

H19 年度	1(0)
H20 年度	5(1)
H21 年度	2(1)
H22 年度	5(1)
H23 年度	2(1)
H24 年度	8(4)
H25 年度	3(2)
H26 年度	2(1)
H27 年度	4(1)
合計	32(12)

死亡・重傷事故の発生件数
() は死亡事故の発生件数



死亡・重傷事故の発生場所

発生状況	主な発生要因							
	無人確認不足	危険源への接近	不適切な自動車運転	外部侵入	不適切な操作	機械・電気の不良、劣化	障害物	合計
装置内に人がいる状態で機械が作動	10			2				12
人の乗降・歩行時の転倒・落下		3			1	1	1	6
作動中の装置に侵入・接触		6		1				7
車両の入出庫時の衝突			6					6
装置の非常停止					1			1
合計	10	9	6	3	2	1	1	32

死亡・重傷事故の発生状況と主な発生要因

(平成 28 年 6 月末現在)

【関連項目】

総則 I -2 機械式立体駐車場における事故 (6 頁参照)

V-2

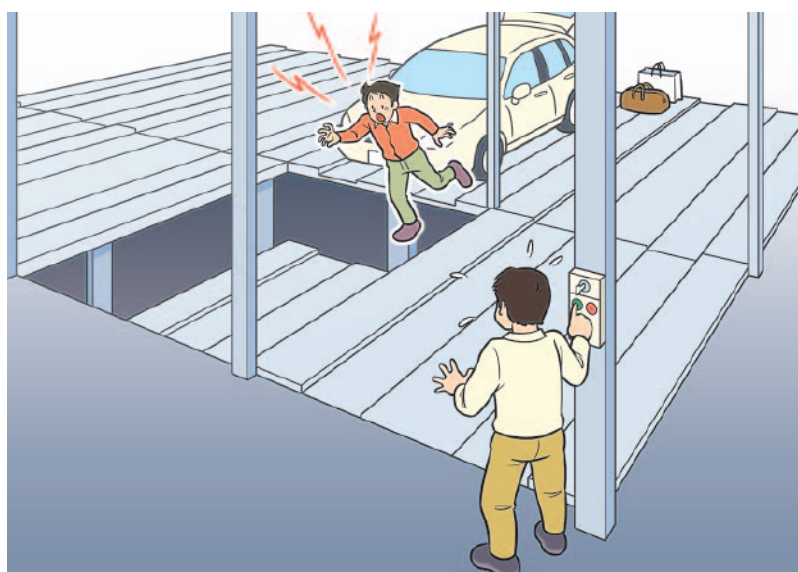
他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。

解説

操作盤に他人の鍵が挿さっている時は、前の利用者がまだ装置内に残っている可能性が十分考えられます。実際にも操作盤に挿さっていた鍵をそのまま使用して操作を行ったため、前の利用者が重傷を負った事故が発生しています。

このため、ガイドラインでは、操作盤に既に鍵が挿さっているときは操作を行わないことを求めています。

事故例：挿さっている他人の鍵を使って操作した結果、留まっていた利用者が負傷



利用者は、鍵を挿して入庫した後、荷物の積み下ろしのためにしばらく装置内に留まっていた。後から来た利用者が挿さったままになっている鍵を使い、自分の車を呼び出した。

装置が動き出したため、装置内に留まっていた前の利用者は、慌てて装置から出ようとして開口部に落下し被災した。この開口部は、後から来た利用者が操作した結果、搬器が移動して生じたものである。

V-3

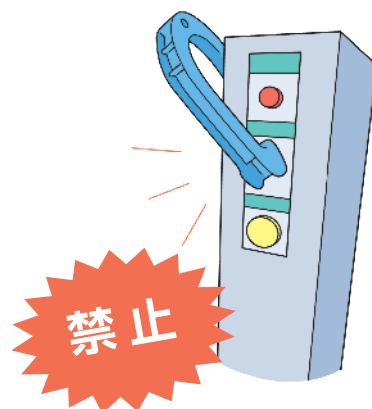
ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。

解説

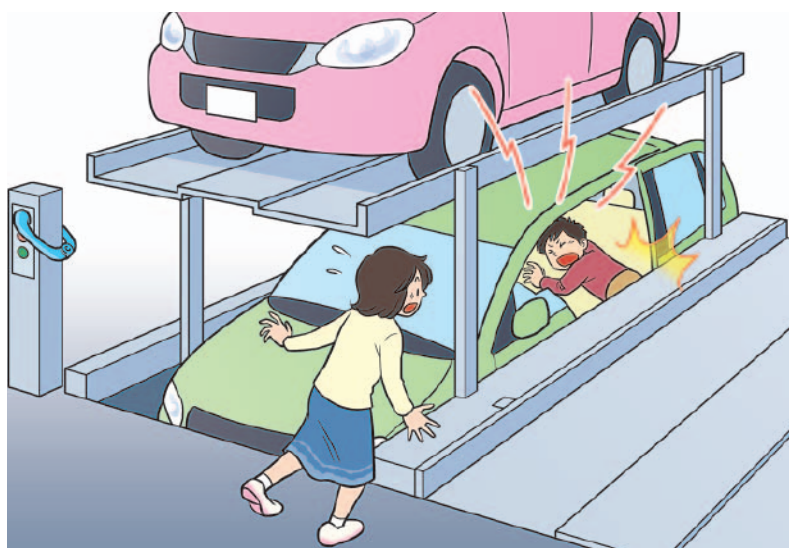
機械式駐車装置の中には、操作ボタンを押し続けることにより装置が稼働するタイプがあります。こうした装置は、緊急時には、利用者が操作ボタンから手を離すことにより、装置を停止させることができます。

しかしながら、操作ボタンを利用者の代わりに固定するような不適切な器具が市販されており、こうした器具を使用したため、緊急時に装置を停止させることができず、子供が死亡した事故が発生しています。

このため、ガイドラインでは、こうした不適切な器具の使用を禁止しています。



事故例：稼働中の装置内に子供が立ち入り、挟まれ死亡（再掲）



前面ゲートのない装置で、子供が装置内に立ち入り、空車であった隣の搬器から上昇中の自車の乗った搬器に飛び移った。その際転倒し、搬器と歩廊の間に挟まれ被災した。

この事故の場合、利用者（被災者の母親）が操作していたが、ボタン押し補助器具を使い、操作盤から離れた位置にいたため、子供が転倒した時点で搬器の上昇を直ちに停止させることができなかったことも重大な事故につながった。

ガイドラインV. 利用者の取組

V-4

センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。

解説

事故の多くが、人が装置内に留まっていることの確認を怠り、操作してしまったことにより起きています。機械式駐車装置には、人の居残りを検知するため人感センサーが設けられている場合もありますが、こうしたセンサーでは人の居残りを完全に検知することは極めて困難です。

このため、ガイドラインでは、装置を操作する際には、センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うことを求めています。

事故例：安全確認不足により、子供が閉じ込められ死亡



母親が子供を同乗させたまま乗降室内に車をいれ、乗降室の外に設置された操作盤から入庫操作を行った。その際、装置内に人が留まっていないことを確認せず装置を稼働させたため、装置内に残っていた子供が搬器に挟まれ死亡した。

V-5

乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。

解説

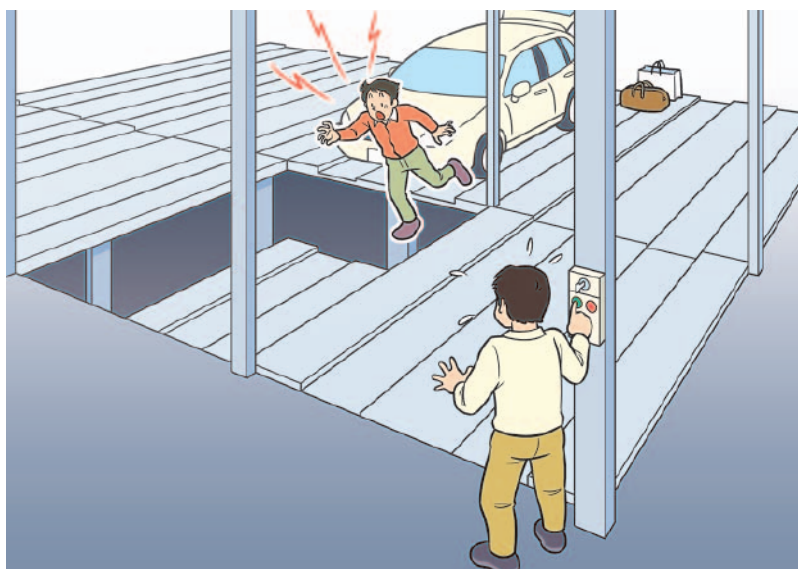
乗降室内で荷物の積み下ろしを行っていたため、次の利用者が気付かずに装置を動かし、乗降室内にいた利用者が重傷に至った事故が発生しています。

このため、ガイドラインでは、乗降室内に長時間留まらないことを求めています。特に、荷物の積み下ろしについては乗降室の外で行うことを求めています。



禁止

事故例：挿さっている他人の鍵を使って操作した結果、留まっていた利用者が負傷（再掲）



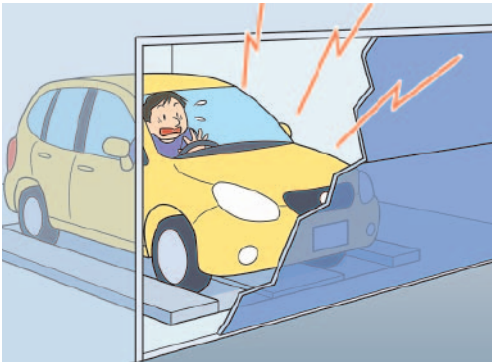
利用者は、鍵を挿して入庫した後、荷物の積み下ろしのためにしばらく装置内に留まっていた。後から来た利用者が挿さったままになっている鍵を使い、自分の車を呼び出した。

装置が動き出したため、装置内に留まっていた前の利用者は、慌てて装置から出ようとして開口部に落下し被災した。この開口部は、後から来た利用者が操作した結果、搬器が移動して生じたものである。

【関連項目】

設置者の取組 Ⅲ - 4 入出庫時に、乗降室内への不要な人の立ち入りを防止するため、乗降室の外部に子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保を図ること。(36頁参照)

車内にいるときは



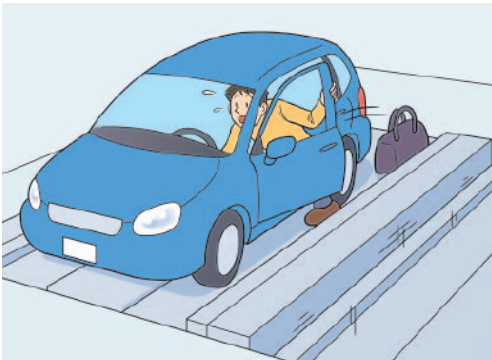
- 車から降りない
(車外は搬器が動くため危険です。)
- 車のドアを閉めてクラクションを鳴らす。

車外にいるときは



大型装置の場合

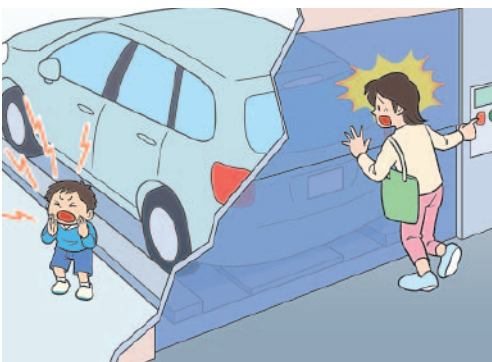
- 大声で叫ぶ。
- 退避場所に避難し、非常停止ボタンを押す。
(旋回する搬器から離れましょう。)
- 非常口から戸外に退避する。



二段・多段方式の場合

- 大声で叫ぶ。
- すぐに車に乗る。
(車外は搬器が動くため危険です。)
- 車のドアを閉めてクラクションを鳴らす。

操作者は



- クラクションや大声を聞いたら、直ちに非常停止ボタンを押しましょう。

ガイドラインV. 利用者の取組

V-6

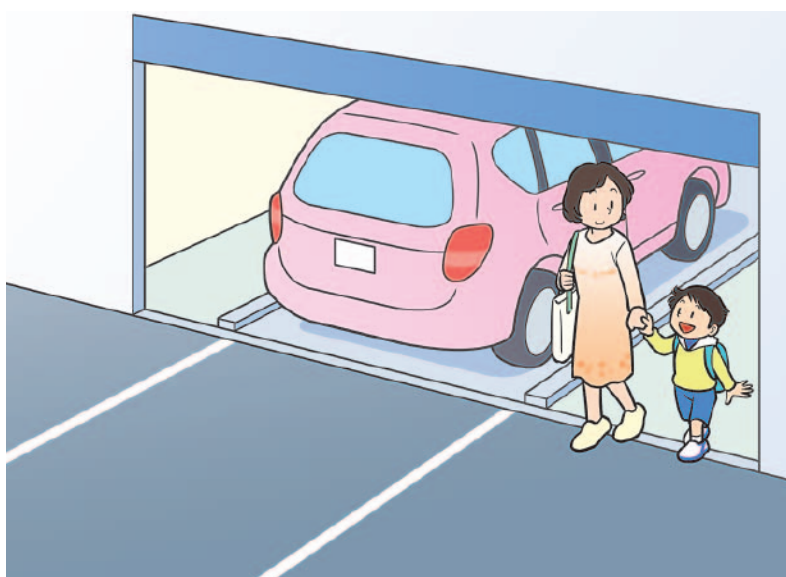
運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。

解説

同乗者が乗降室から退出していないことに気づかず装置を動かしたため、装置内で挟まれ、死亡する事故が発生しています。

こうしたリスクを低減する観点から、この項目では、乗降室内に入る者を運転者のみに限定し、同乗者は乗降室の外で乗降することを求めています。

また、やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、幼児等の手を引くなどして乗降室から確実に退出させた上で、乗降室内に人がいないことを確認して装置を操作することを求めています（53頁の事故例を参照願います）。



【関連項目】

設置者の取組 Ⅲ - 4 入出庫時に、乗降室内への不要な人の立ち入りを防止するため、乗降室の外部に子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保を図ること。（36頁参照）

V-7

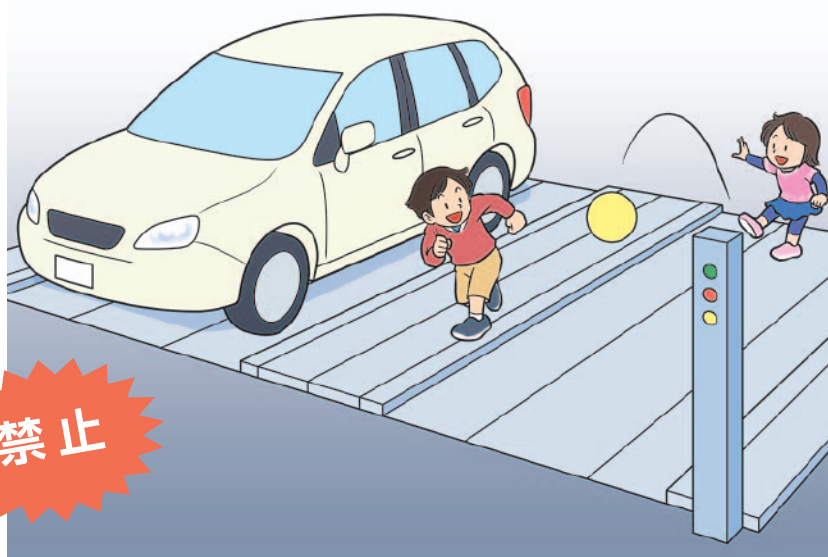
保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。

解説

子供が装置に挟まれ死亡する事故が発生しています。子供が装置内に入ると、搬器への巻き込まれや稼動部との接触等の可能性があります、大変危険です。

特に、既設の二段・多段方式の装置で、前面ゲートや柵が設置されていない装置では、子供が装置内を遊び場のようにして入り込むケースがあり、非常に危険です。

このため、ガイドラインでは、保護責任者に対し、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うことを求めています。



ガイドラインV. 利用者の取組

V-8

取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。

解説

ガイドラインⅣ-1では、管理者に対して、装置の取扱説明を受けた者に対してのみ利用を許可し、認証番号等を付与することとしています（管理者の取組Ⅳ-1（40頁参照））。

本項目では、認証番号等を付与された利用者に対し、これを「また貸し」するなどして、取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねることを禁止しています。

【関連項目】

管理者の取組 Ⅳ-1 利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明等を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。（40頁参照）

ガイドラインV. 利用者の取組

V-9

酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

解説

機械式駐車装置を取り扱う際は、乗降室の無人確認や緊急時の非常停止などを利用者自らが行う必要があります。酒気帯び状態ではこうした適正な取扱いを行うことが困難です。

このため、ガイドラインでは、酒気を帯びた者による装置の取扱いを禁止しています。